

会 員 各 位

熊本市歯科医師会
(社保委員会扱い)

令和 6 年度診療報酬改定に伴う施設基準届出について

今年度の診療報酬改定は 6 月 1 日より施行されますが、施設基準におきましても新設や変更等が行われます。これら施設基準の届け出は、5 月 2 日から 6 月 3 日までに行わなければ 6 月 1 日から算定できないものもあるため、注意が必要です。

施設基準の届け出をサポートするために、以下の資料を熊本市歯科医師会ホームページの会員ページに掲載しています。点数の改定や施設基準の届け出に関して幅広い内容が記載してありますので、ご参照ください。

熊本市歯科医師会ホームページ > 会員ログイン

(ユーザー名：kumamon パスワード：904kaiin)

「令和 6 年度診療報酬改定の概要」

「ベースアップ評価料」

「施設基準届出に関する留意事項」

「令和 6 年診療報酬改定説明資料 1」(施設基準の届出について)

「令和 6 年診療報酬改定説明資料 2」(施設基準一覧)

「施設基準に係る各種届出様式等」

「R6 記載要領」

「R6 診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」

「HOW TO 賃上げ」(ベースアップ評価料届出の手引き)

※ 6 月 1 日から点数算定するために、5 月 2 日から 6 月 3 日までに届け出が必要となる
主な施設基準

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・歯科技工士連携加算
- ・光学印象
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (これのみ、原則 E メールによる届出)

上記以外にも、6 月 3 日までに届け出が必要な施設基準があり、一方、経過措置期間があつて届け出を急ぐ必要のない施設基準もありますので、ご確認ください。